

○原子力規制委員会規則第十七号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- 一 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号通商産業省） 別表第一
  - 二 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）
- 別表第二
- 三 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号） 別表第三
  - 四 核燃料物質の使用等に関する規則 別表第四
  - 五 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号） 別表第五
  - 六 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号） 別表第六
  - 七 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号） 別表第七
  - 八 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号） 別表第八
  - 九 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）  
別表第九
  - 十 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）

別表第十

- 十一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 別表第十一
- 十二 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号） 別表第十二
- 十三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号） 別表第十三
- 十四 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号） 別表第十四
- 十五 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号） 別表第十五
- 十六 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号） 別表第十六
- 十七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二

十年経済産業省令第二十三号) 別表第十七

十八 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則  
(平成二十五年原子力規制委員会規則第二号) 別表第十八

十九 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号) 別表第十九

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移

動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定がある

ものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によってしたものとみなす。

※官報掲載時は「別表」の体裁による新旧対照表を挿入

別表第一 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第七条の五の二 法第十二条の五の二第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、製錬施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>（廃止措置実施方針に定める事項）</p> <p>第七条の五の三 法第十二条の五の二第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所</li> <li>二 工場又は事業所の名称及び所在地</li> <li>三 廃止措置の対象となることが見込まれる製錬施設及びその敷地</li> <li>四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</li> <li>五 廃止措置に係る核燃料物質の譲渡し</li> <li>六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）</li> <li>七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄</li> <li>八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理</li> <li>九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等</li> <li>十 廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間</li> </ol>	<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第七条の五の二 法第十二条の六第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、製錬施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

- 十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十二 廃止措置の実施体制
- 十三 廃止措置の工程
- 十四 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第七条の五の五に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第七条の五の四 法第十二条の五の二第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第七条の五の五 製錬事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の六 法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となる製錬施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四 「略」

五 核燃料物質の管理及び譲渡し

〔六〇八 略〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の三 法第十二条の六第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 法第十二条の六第二項の認可を受けようとする廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる製錬施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四 「同上」

五 核燃料物質の譲渡し

〔六〇八 同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一・二 略」

三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災

等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度

、影響等に関する説明書

五 「略」

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並

びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関

する説明書

八 「略」

九 「略」

3 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第七条の五の七 法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者

は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 工場又は事業所の名称及び所在地

「三・四 略」

「2・3 略」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第七条の五の八 「略」

(廃止措置計画の認可の基準)

第七条の五の九 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一・二 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

三 「同上」

「号を加える。」

四 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 「同上」

3 「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第七条の五の四 法第十二条の六第三項の規定により、認可を受け

た廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

「三・四 同上」

「2・3 同上」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第七条の五の五 「同上」

(廃止措置計画の認可の基準)

第七条の五の六 「同上」

(廃止措置の終了の確認の申請)

第七条の五の十 法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 「三」五 略
- 「2・3 略」

(廃止措置の終了確認の基準)

第七条の五の十一 法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 「二・三 略」

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第七条の五の十二 法第十二条の七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第七条の五の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限)

第七条の五の十三 「略」

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第七条の五の十四 法第十二条の七第四項の規定により、法第十二条の七第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第七条の五の七の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第七条の五の七 法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 「三」五 同上
- 「2・3 同上」

(廃止措置の終了確認の基準)

第七条の五の八 法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 「二・三 同上」

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第七条の五の九 法第十二条の七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第七条の五の三の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限)

第七条の五の十 「同上」

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第七条の五の十一 法第十二条の七第四項の規定により、法第十二条の七第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第七条の五の四の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)  
第七條の五の十五 [並]

(別記)

様式第 1 の 2 (第13条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第12条 [略]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役

若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 2 (第13条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第68条 [略]

第78条 [略]

第80条 [略]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)  
第七條の五の十一 [同上]

(別記)

様式第 1 の 2 (第13条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第12条 [同上]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役

若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 2 (第13条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第68条 [同上]

第78条 [同上]

第80条 [同上]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従

<p>業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、<u>第78条の4、第79条又は第80条</u> 各本条の罰金刑</p>	<p>業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、<u>第79条又は第80条</u> 各本条の罰金刑</p>
<p>備考 表中の「」の記載は凡記である。</p>	

別表第二 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（核物質防護管理者の選任等）            第十六条の三 法第四十三条の二の二第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所（船舶にあつては、船舶）ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三条の二の二第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通とする。            「一・二 略」</p> <p>（核物質防護管理者の要件）            第十六条の四 法第四十三条の二の二第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。            「一〜三 略」</p> <p>（廃止措置として行うべき事項）            第十六条の五 法第四十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>（廃止措置実施方針に定める事項）            第十六条の五の二 法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<p>（核物質防護管理者の選任等）            第十六条の三 法第四十三条の三第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所（船舶にあつては、船舶）ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三条の三第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通とする。            「一・二 同上」</p> <p>（核物質防護管理者の要件）            第十六条の四 法第四十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。            「一〜三 同上」</p> <p>（廃止措置として行うべき事項）            第十六条の五 法第四十三条の三の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
- 三 試験研究用等原子炉の名称
- 四 廃止措置の対象となることが見込まれる試験研究用等原子炉施設及びその敷地（船舶にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地。第十六条の六第一項第四号及び同条第二項第一号において同じ。）
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
- 九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 十一 廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十三 廃止措置の実施体制
- 十四 廃止措置に係る品質保証計画
- 十五 廃止措置の工程
- 十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第十六条の五の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）  
第十六条の五の三 法第四十三条の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞な

「条を加える。」

く、インターネットの利用により行うものとする。

(廃止措置実施方針の見直し)

第十六条の五の四 試験研究用等原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

(廃止措置計画の認可の申請)

第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 試験研究用等原子炉の名称

四 廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 核燃料物質の管理及び譲渡し

七 核燃料物質による汚染の除去

八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄

九 廃止措置の工程

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

二 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

「条を加える。」

(廃止措置計画の認可の申請)

第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

一 解体する試験研究用等原子炉施設及びその解体の方法

二 核燃料物質の譲渡しの方法

三 核燃料物質による汚染の除去の方法

四 核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の方法

「号を加える。」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

二 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

<p>三 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p>四 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書</p> <p>五 廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>六 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書</p> <p>七 廃止措置の実施体制に関する説明書</p> <p>八 品質保証計画に関する説明書</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面</p> <p>3 「略」</p>	<p>三 廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四 前三号に掲げる書類のほか、原子力規制委員会が必要と認める書類</p> <p>3 「同上」</p>
<p>（廃止措置計画の変更の認可の申請）</p> <p>第十六条の七 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）</p> <p>三 試験研究用等原子炉の名称</p> <p>四 変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項</p> <p>五 「略」</p> <p>2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。</p> <p>3 「略」</p> <p>（廃止措置の終了の確認の申請）</p>	<p>（廃止措置計画の変更の認可の申請）</p> <p>第十六条の七 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の廃止措置計画の変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>一 「号を加える。」</p> <p>二 変更に係る前条第一項各号に掲げる事項</p> <p>三 「同上」</p> <p>2 前項の申請書には、変更後における前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>3 「同上」</p> <p>（廃止措置の終了の確認の申請）</p>

第十六条の十 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 試験研究用等原子炉の名称

四 試験研究用等原子炉施設の解体の実施状況

五 核燃料物質の譲渡の実施状況

六 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況

2 「略」

（廃止措置の終了の確認の基準）

第十六条の十一 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 核燃料物質の譲渡しが完了していること。

二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設（船舶にあつては、廃止措置対象施設のうち附帯陸上施設の敷地に係る土壌並びに船体及び当該附帯陸上施設の敷地に残存する施設）が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。

四 「略」

（許可の取消し等に伴う措置）

第十六条の十二 第十六条の六から前条までの規定は、旧試験研究

第十六条の十 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 「号を加える。」

四 試験研究用等原子炉施設の解体の結果

五 核燃料物質の譲渡の結果

六 核燃料物質による汚染の除去の結果

七 核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の結果

2 「同上」

（廃止措置の終了の確認の基準）

第十六条の十一 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 核燃料物質が譲り渡されていること。

二 残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないこと。

三 核燃料物質によつて汚染された物が廃棄されていること。

四 「同上」

（許可の取消し等に伴う措置）

第十六条の十二 第十六条の六から第十六条の八まで及び第十六条

用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の七	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第一項	前条第一項第四号から第九号まで	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第九号まで	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第十六条の九	法第四十三条の三の二	法第四十三条の三の三	〔略〕
	第三項において準用する法第十二条の六第四項	第四項において準用する法第十二条の七第五項	〔略〕
第十六条の十	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第一項及び前条	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(別記)

様式第2の2 (第20条関係)

(表 面)

〔略〕

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 〔略〕

第37条 〔略〕

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役

若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

の十の規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の七	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第一項	前条第一項各号	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項各号	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔項を加える。〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第十六条の十	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第一項	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

(別記)

様式第2の2 (第20条関係)

(表 面)

〔同上〕

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 〔同上〕

第37条 〔同上〕

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役

若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第3（第20条関係）

（表 面）

〔略〕

（裏 面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 [略]

第78条 [略]

第80条 [略]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

様式第3（第20条関係）

（表 面）

〔同上〕

（裏 面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 [同上]

第78条 [同上]

第80条 [同上]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

備考 様式第3〔〕の記載は追加しない。

別表第三 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（合併及び分割の認可の申請）            第二条の十の二 「項を削る。」</p> <p>2   「1」 法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。            「一〇六 略」</p> <p>（報告の徴収）            第七条 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それ</p>	<p>（合併及び分割の認可の申請）            第二条の十の二 「1」 法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。            一 名称及び住所並びに代表者の氏名            二 使用の場所            三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名            四 合併又は分割の方法及び条件            五 合併又は分割の理由            六 合併又は分割の時期</p> <p>2   前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。            「一〇六 同上」</p> <p>3   「同上」</p> <p>（報告の徴収）            第七条 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞ</p>

それ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

2 使用者（法第五十七条第五項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の三による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 「略」

（身分を示す証明書）

第十条 法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の五によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（別記）

様式第1（第2条の10の2関係）

合併（分割）認可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

名 称

代表者の氏名

印（注1）

名 称

代表者の氏名

印（注1）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の

当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 使用者（法第五十七条第五項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 「同上」

（身分を示す証明書）

第十条 法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（別記）

「様式を加える。」

4第1項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

合併又は分割する法人（注1）		名称	
		代表者の氏名	
事務上の連絡先	所在地	住所	
		名称	
連絡員の氏名（注2）	所属部課名（ ） 電話番号（ ） FAX番号（ ） メールアドレス（ ）		
名称			
代表者の氏名			
住所			
名称			
合併又は			

分割する法人（注1）	事務上の先 連絡先	所在地	郵便番号（ ） 都道府県		電話番号（ ）
			連絡員の氏名（注2）	所属部課名（ ） 電話番号（ ） FAX番号（ ） メールアドレス（ ）	
工場又は事業所	所在地	名称		承継前	郵便番号（ ） 都道府県
			承継後		
工場又は事業所の 地位又は承継（注3） に係る工使用	使用の場所				
		名称			
合設並汚	代表者の氏名	郵便番号（ ）			

併立び染 後さにさ 存れ核れ 続る燃た ず法料物 る人物を 法又質一 人は及び 若分びと し割核し くはに燃 はよに承 合り物継 併使用す に用なる よ施よ法 つ設つ人 て等て	住 所	都道 府県 電話番号 (        )	
		名 称	郵便番号 (        ) 都道 府県
		所在地	電話番号 (        )
事務上の 連絡先	連絡員の氏 名 (注2)	所属部課名 (        ) 電話番号 (        ) FAX番号 (        ) メールアドレス (        )	
合併又は分割の方法及び条件 (注4)			
合併又は分割の理由			
合併又は分割の時期		年 月 日	

- 注
- 1 新設分割の場合は、新設分割を行おうとする者のみ記載すること。
  - 2 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
  - 3 「地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所」 地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所をすべて記載すること。
  - 4 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。なお、合併又は分割の条件については、合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人において、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと及び核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があることを確認できるよう、核燃料物質の使用の目的及び方法並びに使用済燃料の処分の方法に変更がないこと並びに核燃料物質の使用に必要な技術的能力について記載すること。

備考 1 本様式は、日本工業規格 A 4 版とすること。

- 2 この申請書の提出部数は正本 1 通とすること。
- 3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 10 の 2 第 1 項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。
- 4 様式中に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 1 の 2 (第 7 条関係)  
[略]

様式第 1 (第 7 条関係)  
[同上]

<p><u>様式第1の3</u> (第7条第2項関係) [略]</p> <p><u>様式第1の4</u> (第10条関係) [略]</p> <p><u>様式第1の5</u> (第10条関係) [略]</p>	<p><u>様式第1の2</u> (第7条第2項関係) [同上]</p> <p><u>様式第1の3</u> (第10条関係) [同上]</p> <p><u>様式第1の4</u> (第10条関係) [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第四 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後		改正前	
(記録)			
<p>第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p>			
記録事項	記録すべき場合	保存期間	
<p>一 「略」</p> <p>二 放射線管理記録</p> <p>イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）</p>	<p>「略」</p> <p>毎日作業中一回（法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合においては、貯蔵施設の記録にあつては毎日一回、貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週一回）</p>	<p>「略」</p>	
<p>三 「ロ」又「略」</p> <p>イ 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等内に核燃料物質が存在しない場</p>			
		「略」	「略」
(記録)			
<p>第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p>			
記録事項	記録すべき場合	保存期間	
<p>一 「同上」</p> <p>二 放射線管理記録</p> <p>イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）</p>	<p>「同上」</p> <p>毎日作業中一回（法第五十七条の六第二項の認可を受けた場合においては、貯蔵施設の記録にあつては毎日一回、貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週一回）</p>	<p>「同上」</p>	
<p>三 「ロ」又「同上」</p> <p>イ 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第五十七条の六第二項の認可を受けた使用施設等内に核燃料物質が存在しない場</p>			
		「同上」	「同上」

<p>の状況を除く。)</p> <p>合は、毎週一回</p> <p>「ロ・ハ 略」</p> <p>「四く八 略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p>	<p>7 第一項の表第二号リ及び又並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>8 「略」</p>	<p>(保安規定の遵守状況の検査)</p> <p>第二條の十三 法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>(廃止措置として行うべき事項)</p> <p>第六條 法第五十七条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第二條の十一第一項に規定する放射線管理記録の同條第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>(廃止措置実施方針に定める事項)</p> <p>第六條の二 法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 廃止措置の対象となることが見込まれる使用施設等及びその</p>
--	---	---	--

<p>の状況を除く。)</p> <p>合は、毎週一回</p> <p>「ロ・ハ 同上」</p> <p>「四く八 同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p>	<p>7 第一項の表第二号リ及び又並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の六第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>8 「同上」</p>	<p>(保安規定の遵守状況の検査)</p> <p>第二條の十三 法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の六第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。</p> <p>2 「同上」</p>	<p>(廃止措置として行うべき事項)</p> <p>第六條 法第五十七条の六第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第二條の十一第一項に規定する放射線管理記録の同條第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>「条を加える。」</p>
--	--	--	---

敷地

- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
- 六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
- 八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 十 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十二 廃止措置の実施体制
- 十三 廃止措置に係る品質保証計画
- 十四 廃止措置の工程
- 十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第六条の二の三の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第六条の二の二 法第五十七条の四第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第六条の二の三 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならぬ。

「条を加える。」

「条を加える。」

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となる使用施設等（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 核燃料物質の管理及び譲渡し

六 核燃料物質による汚染の除去

七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄

八 廃止措置の工程

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号、第六号及び第八号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていない場合限り、添付するものとする。

一 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

二 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

三 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

四 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

五 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

六 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の二 法第五十七条の六第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「号を加える。」

二 「号を加える。」

三 「号を加える。」

四 「号を加える。」

一 解体する使用施設等及びその解体の方法

二 核燃料物質の譲渡しの方法

三 核燃料物質による汚染の除去の方法

四 核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の方法

「号を加える。」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていない場合限り、添付するものとする。

一 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

二 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

三 廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

する説明書

七 廃止措置の実施体制に関する説明書

八 品質保証計画に関する説明書

九 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認め  
る書類又は図面

3 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において準用する法第十  
二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる  
事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければなら  
ない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の  
氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四 「略」

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係  
るものについて説明した資料を添付しなければならない。

3 「略」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第六条の四 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二  
条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更  
は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二  
項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項  
の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線  
遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他使用  
施設等の保全上支障のない変更とする。

2 「略」

「号を加える。」

「号を加える。」

四 前三号に掲げる書類のほか、原子力規制委員会が必要と認め  
る書類

3 「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三 法第五十七条の六第三項において準用する法第十二  
条の六第三項の廃止措置計画の変更の認可を受けようとする者は、  
次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提  
出しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

一 変更に係る前条第一項各号に掲げる事項

二 「同上」

2 前項の申請書には、変更後における前条第二項各号に掲げる書  
類を添付しなければならない。

3 「同上」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第六条の四 法第五十七条の六第三項において準用する法第十二  
条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更  
は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の六第二  
項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項  
の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線  
しやへい物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他  
使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2 「同上」

(廃止措置計画の認可の基準)

第六条の五 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第六条の六 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 使用施設等の解体の実施状況

四 核燃料物質の譲渡の実施状況

五 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実

施状況

2 「略」

(廃止措置の終了の確認の基準)

第六条の七 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 核燃料物質の譲渡しが完了していること。

二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。

四 「略」

(廃止措置計画の認可の基準)

第六条の五 法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第六条の六 法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項の廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 使用施設等の解体の結果

四 核燃料物質の譲渡の結果

五 核燃料物質による汚染の除去の結果

六 核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の結果

2 「同上」

(廃止措置の終了の確認の基準)

第六条の七 法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 核燃料物質が譲り渡されていること。

二 残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないこと。

三 核燃料物質によつて汚染された物が廃棄されていること。

四 「同上」

(許可の取消し等に伴う措置)  
 第六条の八 第六条の三から前条までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。  
 2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の三第一項	法第五十七條の五第二項	法第五十七條の六第二項
第六條の三第二項	法第五十七條の五第三項 第十二條の六第三項 前條第一項第三號から第八號まで	法第五十七條の六第四項 第十二條の七第四項 第六條の八第一項において準用する前條第一項第三號から第八號まで
第六條の三第二項	「略」	「略」
第六條の四第一項	法第五十七條の五第三項 第十二條の六第三項 だし書 法第五十七條の五第二項の認可又は同條第三項において準用する法第十二條の六第三項の變更の認可	法第五十七條の六第四項 第十二條の七第四項 だし書 法第五十七條の六第二項の認可又は同條第四項において準用する法第十二條の七第四項の變更の認可
第六條の五	法第五十七條の五第三項において準用する法第十二條の六第四項	法第五十七條の六第四項 第十二條の七第五項
第六條の六第三	法第五十七條の五第三項	法第五十七條の六第四項

(許可の取消し等に伴う措置)  
 第六条の八 第六条の二から第六条の四まで及び第六条の六の規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。  
 2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の二第一項	法第五十七條の六第二項	法第五十七條の七第二項
第六條の三第一項	法第五十七條の六第三項 第十二條の六第三項 前條第一項各號	法第五十七條の七第四項 第十二條の七第四項 第六條の八第一項において準用する前條第一項各號
第六條の三第二項	「同上」	「同上」
第六條の四第一項	法第五十七條の六第三項 第十二條の六第三項 だし書 法第五十七條の六第二項の認可又は同條第三項において準用する法第十二條の六第三項の變更の認可	法第五十七條の七第四項 第十二條の七第四項 だし書 法第五十七條の七第二項の認可又は同條第四項において準用する法第十二條の七第四項の變更の認可
第六條の六第三	法第五十七條の六第三項	法第五十七條の七第四項

<p>一項及び前条 第十二条の六第八項</p>	<p>項において準用する法 項において準用する法 第十二条の七第九項</p>
<p>(旧使用者等が廃止措置計画を申請する期限) 第六条の九 法第五十七条の六第二項の原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。</p> <p>(別記) 様式第2 (第10条関係) [略]</p> <p>(表 面) (裏 面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄) 第68条 [略] 第78条 [略] 第80条 [略] 第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 三 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、<u>第78条の4</u>、<u>第79条</u>又は<u>第80条</u> 各本条の罰金刑</p>	<p>(旧使用者等が廃止措置計画を申請する期限) 第六条の九 法第五十七条の七第二項の原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。</p> <p>(別記) 様式第2 (第10条関係) [同上]</p> <p>(表 面) (裏 面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄) 第68条 [同上] 第78条 [同上] 第80条 [同上] 第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 三 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、<u>第79条</u>又は<u>第80条</u> 各本条の罰金刑</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記による。</p>	

別表第五 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等）</p> <p>第一条の六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項（法第二十二條の九第五項、法第四十三條の三の第三項、法第四十三條の三の三十五第四項、法第五十一條第四項及び法第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一條の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十條若しくは法第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十條、法第三十三條第一項若しくは第二項、法第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六條の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 「一〇四 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>（国際規制物資の使用に係る変更の届出）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 前項の届出は、法第五十七條の七第二項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、その内容を記載した書類を添付してしなければならない。</p>	<p>（旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等）</p> <p>第一条の六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二條の七第九項（法第二十二條の九第五項、法第四十三條の三の第三項、法第四十三條の三の三十四第四項、法第五十一條第四項及び法第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一條の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十條若しくは法第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十條、法第三十三條第一項若しくは第二項、法第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六條の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 「一〇四 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>（国際規制物資の使用に係る変更の届出）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 前項の届出は、法第五十七條の八第二項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、その内容を記載した書類を添付してしなければならない。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第六 核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第九条の四 法第二十二條の七の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、加工施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第七條第一項に規定する放射線管理記録の同條第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>（廃止措置実施方針に定める事項）</p> <p>第九条の四の二 法第二十二條の七の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所</li> <li>二 工場又は事業所の名称及び所在地</li> <li>三 廃止措置の対象となることが見込まれる加工施設及びその敷地</li> <li>四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</li> <li>五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し</li> <li>六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）</li> <li>七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄</li> <li>八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理</li> <li>九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等</li> <li>十 廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間</li> </ol>	<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第九条の四 法第二十二條の八第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第七條第一項に規定する放射線管理記録の同條第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

- 十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十二 廃止措置の実施体制
- 十三 廃止措置に係る品質保証計画
- 十四 廃止措置の工程
- 十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第九條の四の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第九條の四の三 法第二十二條の七の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第九條の四の四 加工事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第九條の五 法第二十二條の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 「三〇八 略」
- 四 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- 一 〇三 略
- 二 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災

「条を加える。」

「条を加える。」

（廃止措置計画の認可の申請）

第九條の五 法第二十二條の八第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 「三〇八 同上」
- 四 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- 一 〇三 同上
- 二 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災

等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五・六 略〕

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

〔八・十 略〕

3 〔略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第九条の六 法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 工場又は事業所の名称及び所在地

〔三・四 略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置の終了の確認の申請）

第九条の九 法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 工場又は事業所の名称及び所在地

〔三・六 略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置の終了確認の基準）

第九条の十 法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次

等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五・六 同上〕

七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

〔八・十 同上〕

3 〔同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第九条の六 法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

〔三・四 同上〕

〔2・3 同上〕

（廃止措置の終了の確認の申請）

第九条の九 法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

〔三・六 同上〕

〔2・3 同上〕

（廃止措置の終了確認の基準）

第九条の十 法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次

の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「略」
  - 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 【三・四 略】

(別記)

様式第 2 (第15条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [略]

第22条 [略]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 4 (第15条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「同上」
  - 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 【三・四 同上】

(別記)

様式第 2 (第15条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [同上]

第22条 [同上]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 4 (第15条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

<p>第68条 [略]</p> <p>第78条 [略]</p> <p>第80条 [略]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、<u>第78条の4、第79条又は第80条</u> 各本条の罰金刑</p>	<p>第68条 [同上]</p> <p>第78条 [同上]</p> <p>第80条 [同上]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、<u>第79条又は第80条</u> 各本条の罰金刑</p>
<p>備考 表中の「」の記載は註記による。</p>	

別表第七 核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後		改正前	
<p>（技術上の基準）</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）第五十七条の七第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。</p> <p>「一〇十三 略」</p>			
<p>（記録）</p> <p>第三条 法第五十七条の七第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p>			
<p>一 「略」</p> <p>二 放射線管理記録</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者等（国際規制物資である核原料物質（法第五十七条の七第一項第三号の核原料物質を除く。）を使</p>	<p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p>	<p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p>	<p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p>
<p>一 「同上」</p> <p>二 放射線管理記録</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者等（国際規制物資である核原料物質（法第五十七条の八第一項第三号の核原料物質を除く。）を使</p>	<p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p>	<p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p>	<p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p>
<p>（技術上の基準）</p> <p>第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「法」という。）第五十七条の八第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。</p> <p>「一〇十三 同上」</p>			

<p>用する国際規制物資使用者及び旧国際規制物資使用者等という。以下同じ。)に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により核原料物質使用者及び国際規制物資使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p> <p>〔二〕ト 略</p> <p>〔三〕四 略</p> <p>〔2〕7 略</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
--	------------	------------

(電磁的方法による保存)

第三条の二 法第五十七条の七第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録することにより作成し、保存することができる。

〔2〕3 略

(使用の廃止の届出)

第三条の四 法第五十七条の七第七項の規定により、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止したときは、その廃止の日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

<p>用する国際規制物資使用者及び旧国際規制物資使用者等という。以下同じ。)に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により核原料物質使用者及び国際規制物資使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p> <p>〔二〕ト 同上</p> <p>〔三〕四 同上</p> <p>〔2〕7 同上</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
---	-------------	-------------

(電磁的方法による保存)

第三条の二 法第五十七条の八第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録することにより作成し、保存することができる。

〔2〕3 同上

(使用の廃止の届出)

第三条の四 法第五十七条の八第七項の規定により、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止したときは、その廃止の日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

2 「略」

(解散等の届出)

第四条 法第五十七条の七第八項の規定により、核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇四 略」

2 「略」

(届出書類の提出部数)

第八条 法第五十七条の七第一項及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第四十五条の規定に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

様式第2 (第9条関係)

(表 面)

「略」

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 「略」

第80条 「略」

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規

「一〇五 同上」

2 「同上」

(解散等の届出)

第四条 法第五十七条の八第八項の規定により、核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

2 「同上」

(届出書類の提出部数)

第八条 法第五十七条の八第一項及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第四十五条の規定に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

様式第2 (第9条関係)

(表 面)

「同上」

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 「同上」

第80条 「同上」

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規

<p>定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条の4、第79条又は第80条</u></u> 各本条の罰金刑</p>	<p>定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第79条又は第80条</u></u> 各本条の罰金刑</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記による。</p>	

別表第八 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第十九条の四 法第五十条の四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、再処理施設の解体、使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄及び第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>（廃止措置実施方針に定める事項）</p> <p>第十九条の四の二 法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所</li> <li>二 工場又は事業所の名称及び所在地</li> <li>三 廃止措置の対象となることが見込まれる再処理施設及びその敷地</li> <li>四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</li> <li>五 廃止措置に係る使用済燃料若しくは核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡し</li> <li>六 廃止措置に係る使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去（使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）</li> <li>七 廃止措置において廃棄する使用済燃料若しくは核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄</li> <li>八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理</li> <li>九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災</li> </ol>	<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第十九条の四 法第五十条の五第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、再処理施設の解体、その保有する使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄及び第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

十 第十九条の五第一項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

十二 廃止措置の実施体制

十三 廃止措置に係る品質保証計画

十四 廃止措置の工程

十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第十九条の四の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第十九条の四の三 法第五十条の四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第十九条の四の四 再処理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 工場又は事業所の名称及び所在地

「三」六 略

七 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の

「条を加える。」

「条を加える。」

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

「三」六 同上

七 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の

管理及び譲渡し

〔八〇十一 略〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五〇六 略〕

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

〔八〇十 略〕

〔三〇五 略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 工場又は事業所の名称及び所在地

〔三〇四 略〕

〔二〇四 略〕

（廃止措置の終了の確認の申請）

第十九条の九 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 工場又は事業所の名称及び所在地

管理及び譲渡しの方法

〔八〇十一 同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〇三 同上〕

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五〇六 同上〕

七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

〔八〇十 同上〕

〔三〇五 同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

〔三〇四 同上〕

〔二〇四 同上〕

（廃止措置の終了の確認の申請）

第十九条の九 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

【三〇六 略】

【2・3 略】

(廃止措置の終了確認の基準)

第十九条の十 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「略」

二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

【三〇四 略】

様式第2の2 (第22条関係)

(表 面)

【略】

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 【略】

第50条 【略】

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第3 (第22条関係)

【三〇六 同上】

【2・3 同上】

(廃止措置の終了確認の基準)

第十九条の十 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「同上」

二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

【三〇四 同上】

様式第2の2 (第22条関係)

(表 面)

【同上】

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 【同上】

第50条 【同上】

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第3 (第22条関係)

<p style="text-align: center;">(表 面) (裏 面)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第68条 [略] 第78条 [略] 第80条 [略]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、<u>第78条の4</u>、<u>第79条</u>又は第80条 各本条の罰金刑</p>	<p style="text-align: center;">(表 面) (裏 面)</p> <p style="text-align: center;">[同上]</p> <p style="text-align: center;">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第68条 [同上] 第78条 [同上] 第80条 [同上]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、<u>第79条</u>又は第80条 各本条の罰金刑</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は凡記である。

別表第九 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 廃棄施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第二項の廃棄物埋設地、同条第三項第二号の廃棄物管理設備、法第五十二条第二項第九号の廃棄施設並びに法第三条第二項第二号の製錬設備の附属施設、法第十三条第二項第二号の加工設備の附属施設、法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉の附属施設（法第二十三条の二第一項の外国原子力船に係るものを含む。）、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉の附属施設、法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵設備の附属施設及び法第四十四条第二項第二号の再処理設備の附属施設であつて放射性廃棄物を廃棄するものをいう。</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>（保安のために必要な措置等）</p> <p>第二条 法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 廃棄施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第二項第二号の廃棄物埋設地及び廃棄物管理設備、第五十二条第二項第九号の廃棄施設並びに法第三条第二項第二号の製錬設備の附属施設、法第十三条第二項第二号の加工設備の附属施設、法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉の附属施設（法第二十三条の二第一項の外国原子力船に係るものを含む。）、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉の附属施設、法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵設備の附属施設及び法第四十四条第二項第二号の再処理設備の附属施設であつて放射性廃棄物を廃棄するものをいう。</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>（保安のために必要な措置等）</p> <p>第二条 法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（以下この条、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>

三 放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二條の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三條の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三條の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三條の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一條第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七條の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一條の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二條第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

2 〔四七 略〕

(別記)

様式第2 (第8条関係)

(表 面)

〔略〕

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 〔略〕  
 第78条 〔略〕  
 第80条 〔略〕  
 第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従

三 放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二條の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三條の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三條の三の三十四第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三條の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一條第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七條の七第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一條の二第二項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二條第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

2 〔四七 同上〕

(別記)

様式第2 (第8条関係)

(表 面)

〔同上〕

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 〔同上〕  
 第78条 〔同上〕  
 第80条 〔同上〕  
 第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従

<p>業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑</u></u></p>	<p>業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第79条又は第80条 各本条の罰金刑</u></u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は其記じぬ。</p>	

別表第十 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（事故故障等の報告）</p> <p>第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>【一～三 略】</p> <p>（別記）</p> <p>様式第1（第19条関係）</p> <p>車 両 運 搬 確 認 申 請 書</p> <p>番 年 月 日 号</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>住 所</p> <p>氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊦</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第1項の規定により車両運搬の確認を申請します。</p> <p>【表 略】</p> <p>注1 法第57条の8に規定する原子力事業者等（以下「原子力事業者等」という。）又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。</p>	<p>（事故故障等の報告）</p> <p>第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の九に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>【一～三 同上】</p> <p>（別記）</p> <p>様式第1（第19条関係）</p> <p>車 両 運 搬 確 認 申 請 書</p> <p>番 年 月 日 号</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>住 所</p> <p>氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊦</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項及び核燃料物質等工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第1項の規定により車両運搬の確認を申請します。</p> <p>【表 同上】</p> <p>注1 法第57条の9に規定する原子力事業者等（以下「原子力事業者等」という。）又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。</p>

[2～9 略]  
備考1 [略]  
備考2 [略]

[2～9 同上]  
備考1 [同上]  
備考2 [同上]

様式第2 (第19条関係)

簡易運搬確認申請書

番号  
年月日

原子力規制委員会 殿

原子力規制委員会 殿

住所

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第1項の規定により簡易運搬の確認を申請します。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第1項の規定により簡易運搬の確認を申請します。

〔表 略〕

〔表 同上〕

注1 法第57条の8に規定する原子力事業者等 (以下「原子力事業者等」という。) 又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

注1 法第57条の9第1項に規定する原子力事業者等 (以下「原子力事業者等」という。) 又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

[2～11 略]

[2～11 同上]

備考1 [略]  
備考2 [略]

備考1 [同上]  
備考2 [同上]

様式第8 (第27条関係)

様式第8 (第27条関係)

(表 面)

(表 面)

[略]

[同上]

(裏 面)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

<p>制に関する法律（抄）</p> <p>第68条 [略]</p> <p>第78条 [略]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条の4、第79条又は第80条</u></u> 各本条の罰金刑</p>	<p>制に関する法律（抄）</p> <p>第68条 [同上]</p> <p>第78条 [同上]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第79条又は第80条</u></u> 各本条の罰金刑</p>
<p>備考 表中の「」の記載は註記による。</p>	

別表第十一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後		改正前	
<p>（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）</p> <p>第四十五条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p>			
<p>（施設定期検査終了証）</p> <p>第五十三条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた日には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。</p>			
<p>（記録）</p> <p>第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p>			
<p>一 発電用原子炉施設の保守管理記録</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 第八十条の規定による巡視及び点検の状況（法第四十三</p>	<p>「略」</p> <p>毎日一回。ただし、法第四十三</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>
<p>（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）</p> <p>第四十五条 「同上」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>			
<p>（施設定期検査終了証）</p> <p>第五十三条 「同上」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。</p>			
<p>（記録）</p> <p>第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p>			
<p>一 発電用原子炉施設の保守管理記録</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 第八十条の規定による巡視及び点検の状況（法第四十三</p>	<p>「同上」</p> <p>毎日一回。ただし、法第四十三</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>

条の三の三十四第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。)並びにその担当者の氏名

〔ニ・ホ 略〕

二 運転記録(法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。)

〔イ・ヌ 略〕

三 燃料体の記録(イからトまでに掲げる事項については、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。)

〔イ・チ 略〕

四 「略」

五 放射線管理記録

イ 原子炉本体(法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。)、使用済燃料の貯蔵施設(同項の認可を受け、全ての核燃料物質

条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。

〔略〕

〔略〕

〔略〕

毎日運転中一回。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

条の三の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。)並びにその担当者の氏名

〔ニ・ホ 同上〕

二 運転記録(法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。)

〔イ・ヌ 同上〕

三 燃料体の記録(イからトまでに掲げる事項については、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。)

〔イ・チ 同上〕

四 「同上」

五 放射線管理記録

イ 原子炉本体(法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた場合を除く。)、使用済燃料の貯蔵施設(法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた場

条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

毎日運転中一回。ただし、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた場

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

<p>7 第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>（発電用原子炉施設の巡視及び点検）        第八十條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた</p>	<p>を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、「放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎週一回とする。</p>	<p>〔略〕</p>	
	<p>〔六〇八 略〕</p> <p>九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</p>	<p>法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
	<p>〔十〇十三 略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

<p>7 第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>（発電用原子炉施設の巡視及び点検）        第八十條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた</p>	<p>可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、「放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎週一回とする。</p>	<p>〔同上〕</p>	
	<p>〔六〇八 同上〕</p> <p>九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</p>	<p>法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
	<p>〔十〇十三 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

者を除く。)は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

【一〜三 略】

2 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上)、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第八十一條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第四十三條の三の五第一項の許可若しくは法第四十三條の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二條の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針(以下「保守管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三條の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設(当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。)の保守管

者を除く。)は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

【一〜三 同上】

2 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上)、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第八十一條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第四十三條の三の五第一項の許可若しくは法第四十三條の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二條の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針(以下「保守管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三條の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設(当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設

理方針を定めること。

三 「略」

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 「略」

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

「ハ」へ「略」

「五」七「略」

2 「略」

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条 「1」4「略」

5 前四項の規定は法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 「同上」

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 「同上」

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

「ハ」へ「同上」

「五」七「同上」

2 「同上」

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条 「1」4「同上」

5 前四項の規定は法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇八 略」

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「一〇十一 略」

(貯蔵)

第八十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

「一〇五 略」

2 「略」

(保安規定)

第九十二条 「1・2 略」

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

「一〇二十七 略」

「4・5 略」

(保安規定の遵守状況の検査)

「一〇八 同上」

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「一〇十一 同上」

(貯蔵)

第八十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

「一〇五 同上」

2 「同上」

(保安規定)

第九十二条 「1・2 同上」

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

「一〇二十七 同上」

「4・5 同上」

(保安規定の遵守状況の検査)

第九十三条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

〔2・3 略〕

（廃止措置として行うべき事項）

第一百五十五条 法第四十三条の三の三十三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、発電用原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第一百五十五条の二 法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 廃止措置の対象となることが見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
- 九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があ

第九十三条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

〔2・3 同上〕

（廃止措置として行うべき事項）

第一百五十五条 法第四十三条の三の三十三第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

〔条を加える。〕

つた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

十一 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

十三 廃止措置の実施体制

十四 廃止措置に係る品質保証計画

十五 廃止措置の工程

十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第百十五条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第百十五条の三 法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第百十五条の四 発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

「条を加える。」

「条を加える。」

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十六条 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

〔四〇九 略〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五〇六 略〕

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

〔八〇十 略〕

3 〔略〕

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第一百七条 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

〔四〇五 略〕

〔二〇三 略〕

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第一百八条 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三條の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、

〔四〇九 同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〇三 同上〕

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五〇六 同上〕

七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

〔八〇十 同上〕

3 〔同上〕

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第一百七条 法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

〔四〇五 同上〕

〔二〇三 同上〕

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第一百八条 法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三條の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、

その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第十九条 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一〕四 略〕

(廃止措置の終了の確認の申請)

第二十條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 〔略〕
  - 二 工場又は事業所の名称及び所在地
  - 三 発電用原子炉の名称
  - 〔四〕七 略〕
- 〔2・3 略〕

(廃止措置の終了の確認の基準)

第二十一條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 〔略〕
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 〔三〕四 略〕

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)

第二十二條 法第四十三條の三の三十五第二項の規定により廃止

その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第十九條 法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一〕四 同上〕

(廃止措置の終了の確認の申請)

第二十條 法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 〔同上〕
  - 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - 三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称
  - 〔四〕七 同上〕
- 〔2・3 同上〕

(廃止措置の終了の確認の基準)

第二十一條 法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 〔同上〕
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 〔三〕四 同上〕

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)

第二十二條 法第四十三條の三の三十四第二項の規定により廃止

措置計画について認可を受けようとする者は、第一百六条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限）

第二百二十三条 法第四十三条の三の三十五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二百二十四条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第一百七十七条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第二百二十五条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第二百二十六条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

措置計画について認可を受けようとする者は、第一百六条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限）

第二百二十三条 法第四十三条の三の三十四第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二百二十四条 法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第一百七十七条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第二百二十五条 法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第二百二十六条 法第四十三条の三の三十四第四項の規定により準用される法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2 [並]

様式第3 (第138条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第12条 [略]

第43条の3の24 [略]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役  
若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の  
3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条  
の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において  
準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しく  
は試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に  
対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者  
[四の二～四の四 略]

様式第5 (第138条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第68条 [略]

第78条 [略]

第80条 [略]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従  
業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規

2 [匣上]

様式第3 (第138条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第12条 [同上]

第43条の3の24 [同上]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役  
若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の  
3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条  
の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項にお  
いて準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若  
しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質  
問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者  
[四の二～四の四 同上]

様式第5 (第138条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第68条 [同上]

第78条 [同上]

第80条 [同上]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従  
業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規

<p>定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。） 、 第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。） 、 <u>第78条の4</u>、<u>第79条</u>又は第80条 各本条の罰金刑</p>	<p>定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。） 、 第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。） 、 <u>第79条</u>又は第80条 各本条の罰金刑</p>
<p>備考 条中の「」の記号は左記の如し。</p>	

別表第十二 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（核物質防護管理者の選任等）</p> <p>第三十二条の三 法第四十三条の二の二第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、原子力船ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三条の二の二第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。</p> <p>（核物質防護管理者の要件）</p> <p>第三十二条の四 法第四十三条の二の二第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一〜三 略」</p> <p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第三十二条の五 法第四十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第十九条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>（廃止措置実施方針に定める事項）</p> <p>第三十二条の五の二 法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 原子力船の名称、船舶番号及び船籍港</p>	<p>（核物質防護管理者の選任等）</p> <p>第三十二条の三 法第四十三条の三第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、原子力船ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三条の三第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。</p> <p>（核物質防護管理者の要件）</p> <p>第三十二条の四 法第四十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一〜三 同上」</p> <p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第三十二条の五 法第四十三条の三の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によつて汚染された物の廃棄とする。</p> <p>「条を加える。」</p>

- 三 試験研究用等原子炉の名称
- 四 廃止措置の対象となることが見込まれる試験研究用等原子炉施設並びに試験研究用等原子炉を設置する船舶及び附帯陸上施設の敷地
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
- 九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 十一 廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十三 廃止措置の実施体制
- 十四 廃止措置に係る品質保証計画
- 十五 廃止措置の工程
- 十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第三十二条の五の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第三十二条の五の三 法第四十三条の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第三十二条の五の四 試験研究用等原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認め

「条を加える。」

「条を加える。」

るときは、これを変更しなければならない。

(廃止措置計画の認可の申請)

第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 原子力船の名称、船舶番号及び船籍港
- 三 試験研究用等原子炉の名称
- 四 廃止措置対象施設並びに試験研究用等原子炉を設置する船舶及び附帯陸上施設の敷地
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 核燃料物質による汚染の除去
- 八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄
- 九 廃止措置の工程
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- 一 試験研究用等原子炉を設置する船舶及び附帯陸上施設の敷地に係る図面並びに廃止措置に係る工事作業区域図
- 二 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 三 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 四 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
- 五 廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 六 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関

(廃止措置計画の認可の申請)

第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 廃止措置に係る原子力船の名称、船舶番号及び船籍港  
「号を加える。」
- 三 解体する試験研究用等原子炉施設及びその解体の方法  
「号を加える。」
- 四 核燃料物質の譲渡しの方法
- 五 核燃料物質による汚染の除去の方法
- 六 核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の方法  
「号を加える。」
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 二 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
- 三 原子炉の工事上の過失、機械又は装置の故障、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書  
「号を加える。」  
「号を加える。」  
「号を加える。」

する説明書

七 廃止措置の実施体制に関する説明書

八 品質保証計画に関する説明書

九 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

3 「略」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 原子力船の名称、船舶番号及び船籍港

三 試験研究用等原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項

五 「略」

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

3 「略」

（廃止措置の終了の確認の申請）

第三十二条の十 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 原子力船の名称、船舶番号及び船籍港

三 試験研究用等原子炉の名称

四 試験研究用等原子炉施設の解体の実施状況

五 核燃料物質の譲渡の実施状況

「号を加える。」

「号を加える。」

四 前三号に掲げる書類のほか、原子力規制委員会が必要と認める書類

3 「同上」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の廃止措置計画の変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る原子力船の名称、船舶番号及び船籍港

三 「号を加える。」

四 変更に係る前条第一項第三号から第六号までに掲げる事項

五 「同上」

2 前項の申請書には、変更後における前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 「同上」

（廃止措置の終了の確認の申請）

第三十二条の十 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る原子力船の名称、船舶番号及び船籍港

三 「号を加える。」

四 試験研究用等原子炉施設の解体の結果

五 核燃料物質の譲渡の結果

<p>六 核燃料物質による汚染の除去の実施状況</p> <p>七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況</p>	<p>2 「略」</p>	<p>(廃止措置の終了の確認の基準)</p>	<p>第三十二条の十一 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 核燃料物質の譲渡しが完了していること。</p> <p>二 廃止措置対象施設のうち附帯陸上施設の敷地に係る土壤並びに試験研究用等原子炉を設置する船舶及び附帯陸上施設の敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。</p> <p>三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。</p> <p>四 第十九条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。</p>	<p>(許可の取消し等に伴う措置)</p>	<p>第三十三条 第三十二条の二及び第三十二条の六から前条までの規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。</p>	<p>2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第十三条の二</p>	<p>「略」</p>	<p>第一項</p>	<p>法第四十三条の三の二</p>	<p>「略」</p>	<p>法第四十三条の三の三</p>
---	------------------	------------------------	--	-----------------------	--	--	---------------	------------	------------	-------------------	------------	-------------------

<p>五 核燃料物質による汚染の除去の結果</p> <p>六 核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の結果</p>	<p>2 「同上」</p>	<p>(廃止措置の終了の確認の基準)</p>	<p>第三十二条の十一 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 核燃料物質が譲り渡されていること。</p> <p>二 残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないこと。</p> <p>三 核燃料物質によつて汚染された物が廃棄されていること。</p>	<p>「号を加える。」</p>	<p>(許可の取消し等に伴う措置)</p>	<p>第三十三条 第三十二条の二の規定は旧試験研究用等原子炉設置者等について、第三十二条の六から前条までの規定は旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>「項を加える。」</p>	<p>第十三条の二</p>	<p>「同上」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「同上」</p>
--	-------------------	------------------------	---	-----------------	-----------------------	--	---------------	-------------	---------------	-------------

備考 表中の「」の記載は注記である。	第三十二條の七第二項	前條第二項各号	第三十三條第一項において準用する前條第二項各号	第三十三條第一項において準用する前條第一項第四号から第九号まで	第二項	第二項	第二項
	第三十二條の八第一項	法第四十三條の三の二第二項の認可又は同條第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可	法第四十三條の三の二第二項の認可又は同條第四項において準用する法第十二條の七第四項の変更の認可	法第四十三條の三の二第二項	第二項	第二項	第二項
	第三十二條の七第一項	「項を加える。」	「項を加える。」	第三十三條第一項において準用する前條第一項第四号から第九号まで	「同上」	「同上」	「同上」
	第三十二條の八第一項	「項を加える。」	「加える。」	法第四十三條の三の二第二項の認可又は同條第四項において準用する法第十二條の七第四項の変更の認可	「同上」	「同上」	「同上」
	第三十二條の十第一項及び前條	「同上」	「同上」	第三十三條第一項において準用する前條第一項第四号から第九号まで	「同上」	「同上」	「同上」

別表第十三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第二十二條の六 法第五十一條の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち第二種廃棄物埋設の事業に係るものは、廃棄物埋設地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第十三條第一項に規定する放射線管理記録の同條第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>（廃止措置実施方針に定める事項）</p> <p>第二十二條の六の二 法第五十一條の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所</li> <li>二 事業所の名称及び所在地</li> <li>三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及びその敷地</li> <li>四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</li> <li>五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）</li> <li>六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄</li> <li>七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理</li> <li>八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等</li> <li>九 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間</li> </ol>	<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第二十二條の六 法第五十一條の二十五第一項の原子力規制委員会規則で定める措置のうち第二種廃棄物埋設の事業に係るものは、廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第十三條第一項に規定する放射線管理記録の同條第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

十一 廃止措置の実施体制

十二 廃止措置に係る品質保証計画

十三 廃止措置の工程

十四 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第二十二條の六の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第二十二條の六の三 法第五十一條の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第二十二條の六の四 第二種廃棄物埋設事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）及びその敷地

「四」七 略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「条を加える。」

「条を加える。」

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

三 廃止措置対象附属施設及びその敷地

「四」七 同上

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一〇四 略」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六 「略」

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

「八〇十 略」

3

「略」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 事業所の名称及び所在地

「三・四 略」

「2・3 略」

（廃止措置の終了の確認の申請）

第十二条の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 事業所の名称及び所在地

「三〇五 略」

「2・3 略」

「一〇四 同上」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六 「同上」

七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

「八〇十 同上」

3

「同上」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

「三・四 同上」

「2・3 同上」

（廃止措置の終了の確認の申請）

第十二条の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

「三〇五 同上」

「2・3 同上」

(廃止措置の終了確認の基準)

第二十二条の十二 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

〔二・三 略〕

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第二十二条の十三 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 事業所の名称及び所在地

〔三〕七 略  
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〕四 略

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六 〔略〕

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

〔八〕十 略

3 〔略〕

(廃止措置の終了確認の基準)

第二十二条の十二 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

〔二・三 同上〕

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第二十二条の十三 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

〔三〕七 同上  
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〕四 同上

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六 〔同上〕

七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

〔八〕十 同上

3 〔同上〕

(別記)

様式第5の2 (第28条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [略]

第51条の18 [略]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第6 (第28条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 [略]

第78条 [略]

第80条 [略]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

(別記)

様式第5の2 (第28条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [同上]

第51条の18 [同上]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第6 (第28条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 [同上]

第78条 [同上]

第80条 [同上]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

<p>に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑</u></u></p>	<p>に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第79条又は第80条 各本条の罰金刑</u></u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記せよ。</p>	

別表第十四 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第三十五条の五 法第五十一条の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち廃棄物管理の事業に係るものは、廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第二十六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>（廃止措置実施方針に定める事項）</p> <p>第三十五条の五の二 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所</li> <li>二 事業所の名称及び所在地</li> <li>三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物管理施設及びその敷地</li> <li>四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</li> <li>五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）</li> <li>六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄</li> <li>七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理</li> <li>八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等</li> <li>九 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物管理施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間</li> <li>十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法</li> </ol>	<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第三十五条の五 法第五十一条の二十五第一項の原子力規制委員会規則で定める措置のうち廃棄物管理の事業に係るものは、廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第二十六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

- 十一 廃止措置の実施体制
- 十二 廃止措置に係る品質保証計画
- 十三 廃止措置の工程
- 十四 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第三十五条の五の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第三十五条の五の三 法第五十一条の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第三十五条の五の四 廃棄物管理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となる廃棄物管理施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

〔四〇七 略〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「条を加える。」

「条を加える。」

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地
- 三 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる廃棄物管理施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

〔四〇七 同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五・六 略〕

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

〔八〇十 略〕

3

〔略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 事業所の名称及び所在地

〔三・四 略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置の終了の確認の申請）

第三十五条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 事業所の名称及び所在地

〔三〇五 略〕

〔2・3 略〕

〔一〇三 同上〕

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五・六 同上〕

七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

〔八〇十 同上〕

3

〔同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

〔三・四 同上〕

〔2・3 同上〕

（廃止措置の終了の確認の申請）

第三十五条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

〔三〇五 同上〕

〔2・3 同上〕

(廃止措置の終了確認の基準)

第三十五条の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

【一・三 盛】

(別記)

様式第 1 の 2 (第41条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [略]

第51条の18 [略]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 2 (第41条関係)

(表 面)

(廃止措置の終了確認の基準)

第三十五条の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

【一・三 同上】

(別記)

様式第 1 の 2 (第41条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [同上]

第51条の18 [同上]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 2 (第41条関係)

(表 面)

<p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第68条 [略]</p> <p>第78条 [略]</p> <p>第80条 [略]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、<u>第78条の4</u>、<u>第79条</u>又は<u>第80条</u> 各本条の罰金刑</p>	<p>[同上]</p> <p>(裏面)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第68条 [同上]</p> <p>第78条 [同上]</p> <p>第80条 [同上]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、<u>第79条</u>又は<u>第80条</u> 各本条の罰金刑</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記による。

別表第十五 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

		改 正 後	改 正 前
区 分	時期	<p>（使用前検査を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、第五号及び第六号に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕五 略〕</p> <p>六 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する場合</p> <p>2 前項第一号及び第三号の原子力規制委員会の承認は、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたときは、その効力を失う。</p> <p>（施設定期検査の実施時期）</p> <p>第四十四条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。</p>	<p>（使用前検査を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画（法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、第五号及び第六号に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕五 同上〕</p> <p>六 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する場合</p> <p>2 前項第一号及び第三号の原子力規制委員会の承認は、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたときは、その効力を失う。</p> <p>（施設定期検査の実施時期）</p> <p>第四十四条 「同上」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。</p>
一 〔略〕	施設定期検査を受けるべき時期	〔略〕	〔同上〕
二 特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等）	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置

炉心及び炉外燃料貯蔵槽を  
いう。以下同じ。)から取  
り出されていない令第一条  
第一号に掲げる発電用原子  
炉をいう。以下同じ。)の  
廃止措置対象施設

計画に定める時期(原子力規  
制委員会が別に指定した場合  
は、その指定した時期)

(施設定期検査終了証)  
第四十九条 「略」  
2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三  
の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、  
その認可を受けた日に終了したものとみなす。

(記録)  
第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電  
用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同  
表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げ  
る期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の保守管理 記録 「イ・ロ 略」 ハ 第七十五条の規定による巡 視又は点検の状況(法第四十 三条の三の三十四第二項の認 可を受け、第百十一条第一項 第六号の性能維持施設が存在 しない場合の廃止措置対象施 設においては、巡視の状況に 限る。)並びにその担当者の 氏名	「略」 毎日一回。ただ し、法第四十三 条の三の三十四 第二項の認可を 受け、第百十一 条第一項第六号 の性能維持施設 が存在しない場 合における当該	「略」 「略」

炉心及び炉外燃料貯蔵槽を  
いう。以下同じ。)から取  
り出されていない令第一条  
第一号に掲げる発電用原子  
炉をいう。以下同じ。)の  
廃止措置対象施設

計画に定める時期(原子力規  
制委員会が別に指定した場合  
は、その指定した時期)

(施設定期検査終了証)  
第四十九条 「同上」  
2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三  
の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、  
その認可を受けた日に終了したものとみなす。

(記録)  
第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電  
用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同  
表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げ  
る期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の保守管理 記録 「イ・ロ 同上」 ハ 第七十五条の規定による巡 視又は点検の状況(法第四十 三条の三の三十三第二項の認 可を受け、第百十一条第一項 第六号の性能維持施設が存在 しない場合の廃止措置対象施 設においては、巡視の状況に 限る。)並びにその担当者の 氏名	「同上」 毎日一回。ただ し、法第四十三 条の三の三十三 第二項の認可を 受け、第百十一 条第一項第六号 の性能維持施設 が存在しない場 合における当該	「同上」 「同上」

<p>二 運転記録（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及び又にあつては、炉心等）から取り出されている場合を除く。）</p>	<p>廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</p>
<p>五 放射線管理記録</p> <p>イ 原子炉本体（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一條第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一條第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>毎日一回。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一條第一項第六号の性能維持施設が存在しないときは、毎週一回とする。</p>
<p>九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子</p>	<p>法第四十三條の三の三十四第二</p>

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

<p>二 運転記録（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及び又にあつては、炉心等）から取り出されている場合を除く。）</p>	<p>廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</p>
<p>五 放射線管理記録</p> <p>イ 原子炉本体（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一條第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一條第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>毎日一回。ただし、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、第百十一條第一項第六号の性能維持施設が存在しないときは、毎週一回とする。</p>
<p>九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子</p>	<p>法第四十三條の三の三十三第二</p>

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

炉施設の設備の名称	項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	[略]
〔2〕6 略	[略]	[略]
7 第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。	[略]	[略]
(発電用原子炉施設の巡視及び点検)	[略]	[略]
第七十五條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。 〔一〕三 略	[略]	[略]
2 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎日一回以上（第百十一條第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させ、第百十一條第一項第六号の性能維持施設について点検を行わせなければならない。	[略]	[略]
(発電用原子炉施設の保守管理)	[略]	[略]
第七十六條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければ	[略]	[略]

炉施設の設備の名称	項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	[同上]
〔2〕6 同上	[同上]	[同上]
7 第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。	[同上]	[同上]
(発電用原子炉施設の巡視及び点検)	[同上]	[同上]
第七十五條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。 〔一〕三 同上	[同上]	[同上]
2 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎日一回以上（第百十一條第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させ、第百十一條第一項第六号の性能維持施設について点検を行わせなければならない。	[同上]	[同上]
(発電用原子炉施設の保守管理)	[同上]	[同上]
第七十六條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければ	[同上]	[同上]

ならない。

一 法第四十三條の三の五第一項の許可若しくは法第四十三條の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二條の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三條の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十一條第一項第六号の性能維持施設の保守管理方針を定めること。

三 「略」

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 「略」

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

「ハ」へ 略

「五」七 略

2 「略」

5 第七十七條 「1」4 略  
（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

5 前四項の規定は法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け

ならない。

一 法第四十三條の三の五第一項の許可若しくは法第四十三條の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二條の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三條の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十一條第一項第六号の性能維持施設の保守管理方針を定めること。

三 「同上」

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 「同上」

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

「ハ」へ 同上

「五」七 同上

2 「同上」

5 第七十七條 「1」4 同上  
（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

5 前四項の規定は法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け

た発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、第一百一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇八 略」

（発電用原子炉の運転）

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「一〇八 略」

（貯蔵）

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

「一〇五 略」

2 「略」

た発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、第一百一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇八 同上」

（発電用原子炉の運転）

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「一〇八 同上」

（貯蔵）

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

「一〇五 同上」

2 「同上」

(保安規定)

第八十七条 「1・2 略」

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

「一〇二十七 略」

「4・5 略」

(保安規定の遵守状況の検査)

第八十八条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

「2・3 略」

(廃止措置として行うべき事項)

第一百十条 法第四十三条の三の三十三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、発電用原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十二条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第一百十条の二 法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

(保安規定)

第八十七条 「1・2 同上」

3 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

「一〇二十七 同上」

「4・5 同上」

(保安規定の遵守状況の検査)

第八十八条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

「2・3 同上」

(廃止措置として行うべき事項)

第一百十条 法第四十三条の三の三十三第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十二条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

「条を加える。」

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 廃止措置の対象となることが見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
- 九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 十一 第百十一条第一項第六号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十三 廃止措置の実施体制
- 十四 廃止措置に係る品質保証計画
- 十五 廃止措置の工程
- 十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第百十条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第百十条の三 法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

「条を加える。」

第一百十条の四 発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

(廃止措置計画の認可の申請)

第一百一条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 四十一 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 一三 略
- 四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

「八 十 略」

3 特定研究開発段階発電用原子炉について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期並びに施設定期検査を受けるべき時期について定めなければならない。

「4・5 略」

「条を加える。」

(廃止措置計画の認可の申請)

第一百一条 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称
- 四 四十一 同上

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 一三 同上
- 四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

「八 十 同上」

3 特定研究開発段階発電用原子炉について法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期並びに施設定期検査を受けるべき時期について定めなければならない。

「4・5 同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十二条 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称

〔四・五 略〕

2 「略」

3 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4 「略」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第十三条 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三條の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第十四条 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

〔一〜四 略〕

2 前項の規定にかかわらず、特定研究開発段階発電用原子炉に係る廃止措置計画の認可に係る法第四十三條の三の三十四第三項に

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十二条 法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

〔四・五 同上〕

2 「同上」

3 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4 「同上」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第十三条 法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三條の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第十四条 法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

〔一〜四 同上〕

2 前項の規定にかかわらず、特定研究開発段階発電用原子炉に係る廃止措置計画の認可に係る法第四十三條の三の三十三第三項に

において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員  
会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもの  
のほか、廃止措置計画に係る特定研究開発段階発電用原子炉の運  
転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十五条 法第十三条の三の三十四第三項において準用する法  
第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けよ  
うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委  
員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
  - 二 工場又は事業所の名称及び所在地
  - 三 発電用原子炉の名称
  - 「四」七 略
- 「2・3 略」

(廃止措置の終了の確認の基準)

第十六条 法第十三条の三の三十四第三項において準用する法  
第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基  
準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「略」
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する  
施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあ  
ること。
- 「三」四 略

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)

第十七条 法第十三条の三の三十五第二項の規定により廃止措  
置計画について認可を受けようとする者は、第十一條の規定の  
例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員  
会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもの  
のほか、廃止措置計画に係る特定研究開発段階発電用原子炉の運  
転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十五条 法第十三条の三の三十三第三項において準用する法  
第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けよ  
うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委  
員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
  - 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - 三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称
  - 「四」七 同上
- 「2・3 同上」

(廃止措置の終了の確認の基準)

第十六条 法第十三条の三の三十三第三項において準用する法  
第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基  
準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「同上」
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する  
施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状  
況にあること。
- 「三」四 同上

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)

第十七条 法第十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措  
置計画について認可を受けようとする者は、第十一條の規定の  
例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)  
第一百八条 法第四十三条の三の三十五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)  
第一百九条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第一百十二条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更)  
第二十條 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。  
2 法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)  
第二十一条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2 「略」

様式第3 (第133条関係)

(表 面)

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)  
第一百八条 法第四十三条の三の三十四第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)  
第一百九条 法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第一百十二条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更)  
第二十條 法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。  
2 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)  
第二十一条 法第四十三条の三の三十四第四項の規定により準用される法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2 「同上」

様式第3 (第133条関係)

(表 面)

[略]

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [略]

第43条の3の24 [略]

[2～4 略]

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況 (溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。) について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第43条の3の24第5項」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第5 (第133条関係)

(表 面)

[略]

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

[同上]

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [同上]

第43条の3の24 [同上]

[2～4 同上]

5 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況 (溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。) について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第43条の3の24第5項」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第5 (第133条関係)

(表 面)

[同上]

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

<p>制に関する法律 (抄)</p> <p>第68条 [略]</p> <p>第78条 [略]</p> <p>第80条 [略]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、<u>第78条の4、第79条又は第80条</u> 各本条の罰金刑</p>	<p>制に関する法律 (抄)</p> <p>第68条 [同上]</p> <p>第78条 [同上]</p> <p>第80条 [同上]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、<u>第79条又は第80条</u> 各本条の罰金刑</p>
---	--

備考 条中の「」の記号は抹消記号である。

別表第十六 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第四十三条の三 法第四十三条の二十六の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によって汚染された物の廃棄及び第二十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>（廃止措置実施方針に定める事項）</p> <p>第四十三条の三の二 法第四十三条の二十六の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所</li> <li>二 事業所の名称及び所在地</li> <li>三 廃止措置の対象となることが見込まれる使用済燃料貯蔵施設及びその敷地</li> <li>四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</li> <li>五 廃止措置に係る使用済燃料による汚染の除去（使用済燃料による汚染の分布とその評価方法を含む。）</li> <li>六 廃止措置において廃棄する使用済燃料によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄</li> <li>七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理</li> <li>八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等</li> <li>九 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間</li> <li>十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法</li> <li>十一 廃止措置の実施体制</li> </ol>	<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第四十三条の三 法第四十三条の二十七第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によって汚染された物の廃棄及び第二十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

十二 廃止措置に係る品質保証計画

十三 廃止措置の工程

十四 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第四十三条の三の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第四十三条の三の三 法第四十三条の二十六の四第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第四十三条の三の四 使用済燃料貯蔵事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第四十三条の三の五 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

「四」七 略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一」三 略

「条を加える。」

「条を加える。」

（廃止措置計画の認可の申請）

第四十三条の三の二 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

三 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けようとする廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

「四」七 同上

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一」三 同上

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五・六 略〕

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

〔八・十 略〕

3 〔略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 事業所の名称及び所在地

〔三・四 略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置の終了の確認の申請）

第四十三条の七 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 事業所の名称及び所在地

〔三・五 略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置の終了確認の基準）

第四十三条の八 法第四十三条の二十七第三項において準用する法

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される使用済燃料貯蔵施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔五・六 同上〕

七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

〔八・十 同上〕

3 〔同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

〔三・四 同上〕

〔2・3 同上〕

（廃止措置の終了の確認の申請）

第四十三条の七 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

〔三・五 同上〕

〔2・3 同上〕

（廃止措置の終了確認の基準）

第四十三条の八 法第四十三条の二十七第三項において準用する法

第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

【一・三 略】

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第四十三条の九 法第四十三条の二十八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第四十三条の三の五の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(別記)

様式第 3 (第49条関係)

(表 面)

【略】

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [略]

第43条の20 [略]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

【一・三 同上】

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第四十三条の九 法第四十三条の二十八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第四十三条の三の二の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(別記)

様式第 3 (第49条関係)

(表 面)

【同上】

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 [同上]

第43条の20 [同上]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 4 (第49条関係)

(表 面)

[略]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 [略]

第78条 [略]

第80条 [略]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 [略]

三 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

様式第 4 (第49条関係)

(表 面)

[同上]

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 [同上]

第78条 [同上]

第80条 [同上]

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 [同上]

三 第77条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

備考 様式第 4 の記載を参照せよ。

別表第十七 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第七十八条 法第五十一条の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち第一種廃棄物埋設の事業に係るものは、廃棄物埋設地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第四十四条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>（廃止措置実施方針に定める事項）</p> <p>第七十八条の二 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所</li> <li>二 事業所の名称及び所在地</li> <li>三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及びその敷地</li> <li>四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</li> <li>五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）</li> <li>六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄</li> <li>七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理</li> <li>八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等</li> <li>九 廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間</li> </ol>	<p>（廃止措置として行うべき事項）</p> <p>第七十八条 法第五十一条の二十五第一項の原子力規制委員会規則で定める措置のうち第一種廃棄物埋設の事業に係るものは、廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第四十四条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

- 十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十一 廃止措置の実施体制
- 十二 廃止措置に係る品質保証計画
- 十三 廃止措置の工程
- 十四 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第七十八条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第七十八条の三 法第五十一条の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第七十八条の四 第一種廃棄物埋設事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）及びその敷地

「四」七 略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「条を加える。」

「条を加える。」

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置対象附属施設及びその敷地

「四」七 同上

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一〇四 略」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六 「略」

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

「八〇十 略」

3 「略」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第八十条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 事業所の名称及び所在地

「三・四 略」

「2・3 略」

（廃止措置の終了の確認の申請）

第八十三条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 事業所の名称及び所在地

「三〇五 略」

「2・3 略」

「一〇四 同上」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六 「同上」

七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

「八〇十 同上」

3 「同上」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第八十条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

「三・四 同上」

「2・3 同上」

（廃止措置の終了の確認の申請）

第八十三条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

「三〇五 同上」

「2・3 同上」

(廃止措置の終了確認の基準)

第八十四条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

〔二・三 略〕

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第八十五条 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 事業所の名称及び所在地

〔三〇七 略〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書

五 〔略〕

六 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

七 〔略〕

八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関

(廃止措置の終了確認の基準)

第八十四条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

〔二・三 同上〕

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第八十五条 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

〔三〇七 同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〇三 同上〕

四 第五十八条の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書

五 〔同上〕

六 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

七 〔同上〕

八 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

(別記)

様式第 1 (第 5 条関係)

様式第 3 (第92条関係)

(表 面)

【略】

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第12条 [略]

第51条の18 [略]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役  
若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の  
3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条  
の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において  
準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しく  
は試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に  
対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 5 (第92条関係)

(表 面)

【略】

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

様式第 1 (第 5 条関係)

様式第 3 (第92条関係)

(表 面)

【同上】

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

第12条 [同上]

第51条の18 [同上]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役  
若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項(第22条第6項、第37条第6項、第43条の  
3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条  
の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項にお  
いて準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若  
しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質  
問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 5 (第92条関係)

(表 面)

【同上】

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律 (抄)

<p>第68条 [略]</p> <p>第78条 [略]</p> <p>第80条 [略]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条の4、第79条又は第80条</u></u> 各本条の罰金刑</p>	<p>第68条 [同上]</p> <p>第78条 [同上]</p> <p>第80条 [同上]</p> <p>第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）<u>、第79条又は第80条</u></u> 各本条の罰金刑</p>
<p>備考 表中の「」の記載は註記による。</p>	

別表第十八 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後		改正前	
<p>(記録)            第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。</p>	<p>(記録)            第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。</p>	<p>記録事項            一 発電用原子炉施設の保守管理            記録            「イ・ロ 略」            ハ 第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）において、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名</p>	<p>記録事項            一 発電用原子炉施設の保守管理            記録            「イ・ロ 同上」            ハ 第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）において、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名</p>
<p>記録すべき場合            「略」            やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</p>	<p>記録すべき場合            「同上」            やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。</p>	<p>保存期間            「略」            「略」</p>	<p>保存期間            「同上」            「同上」</p>

<p>二 運転記録（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）</p>	<p>〔二・ホ 略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）</p>	<p>〔イ〜ツ 略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>四 放射線管理記録</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>五 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>毎日一回。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあって</p>	<p>〔略〕</p>

<p>二 運転記録（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）</p>	<p>〔二・ホ 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）</p>	<p>〔イ〜ツ 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>四 放射線管理記録</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>五 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>毎日一回。ただし、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあって</p>	<p>〔同上〕</p>

<p>ロ 〔略〕</p>	<p>ロ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した発電用原子炉に係るものを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>は毎週一回とする。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎週一回とする。</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

<p>ロ 〔同上〕</p>	<p>ロ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した発電用原子炉に係るものを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>は毎週一回とする。ただし、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎週一回とする。</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

「十十三 略」 「略」 「略」

6 第一項の表第五号又及びル、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第十一條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者(法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。)は、被ばく放射線量の評価を踏まえ巡視及び点検のための計画を定め、当該計画に従つて、原則として毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設及び設備について点検を行わせなければならない。

「一・二 略」

2 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は原則として毎日一回以上)、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第十二條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 実施計画に定められた発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針(以下「保守管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三條の三

「十十三 同上」 「同上」 「同上」

6 第一項の表第五号又及びル、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第十一條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者(法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた者を除く。)は、被ばく放射線量の評価を踏まえ巡視及び点検のための計画を定め、当該計画に従つて、原則として毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設及び設備について点検を行わせなければならない。

「一・二 同上」

2 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は原則として毎日一回以上)、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第十二條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 実施計画に定められた発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針(以下「保守管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三條の三

の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三條の三の三十四第二項の認可若しくは同條第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 「略」

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 「略」

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。

「ハ」へ「略」

「五」七「略」

（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三條の四 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。）以下この条から第十三條の五までにおいて同じ。）の保全のため

の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三條の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 「同上」

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 「同上」

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けたものを除く。）の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。

「ハ」へ「同上」

「五」七「同上」

（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三條の四 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。）以下この条から第十三條の五までにおいて同じ。）の保全のため

の活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

「一〇七 略」

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「一〇五 略」

(貯蔵)

第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

「一〇五 略」

2 「略」

(施設定期検査の実施)

第三十五条 施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

「二〇五 略」

の活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

「一〇七 同上」

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「一〇五 同上」

(貯蔵)

第十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

「一〇五 同上」

2 「同上」

(施設定期検査の実施)

第三十五条 施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

「二〇五 同上」

(保安検査)

第四十条 保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 【略】

別記様式

(表面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第8号において準用する同法第12条第7項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写	出	年	月	日生
真	押 スタンプ	年	月	日交付

原子力規制委員会 印

(保安検査)

第四十条 保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 【同上】

別記様式

(表面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第8号において準用する同法第12条第7項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写	出	昭和	年	月	日生
真	押 スタンプ	平成	年	月	日交付

原子力規制委員会 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制  
に関する法律（抄）

第12条 [略]

2～5 [略]

6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。  
[一～四 略]

[7・8 略]

備考 [略]

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制  
に関する法律（抄）

第12条 [同上]

2～5 [同上]

6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。  
[一～四 同上]

[7・8 同上]

備考 [同上]

(裏面)

第64条の3 [略]

2～6 [略]

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。  
8 [略]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述

第64条の3 [同上]

2～6 [同上]

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。  
8 [同上]

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚

をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【二十七の二～二十七の四 略】

偽の陳述をした者

【二十七の二～二十七の四 同上】

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第十九 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（廃止措置中の発電用原子炉施設）</p> <p>第三条の二 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（研開炉規則第百十一条第一項第六号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。</p>	<p>（廃止措置中の発電用原子炉施設）</p> <p>第三条の二 法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（研開炉規則第百十一条第一項第六号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。</p>